

【実務者会議の地区区分（西部・東部）】



ウ 相談から支援に至るまでの流れの明確化

協議会の設置後、実際に扱う支援ケースが増加することを想定すると、支援ケースの発見・評価から誘導、支援実施、支援終了までの一連の流れを組み立て、シミュレーションと改善点の発見・修正を実施しておく必要がある。

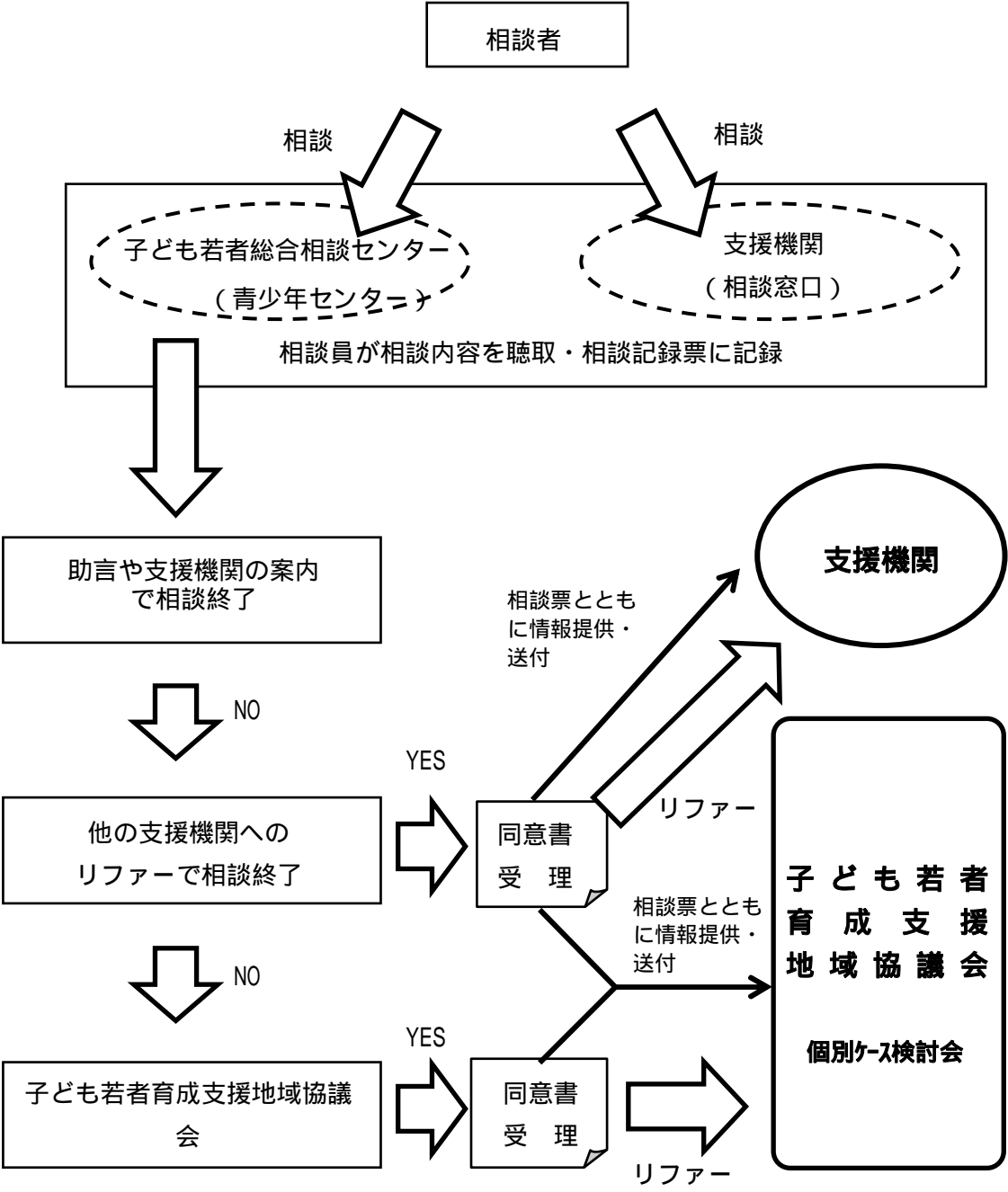
石垣市においては新たに総合相談窓口を設置しない形での協議会運営を目指している。また新潟市では若者支援センター「オール」に寄せられた相談と、協議会参加の各機関から協議会において連携して取り組むべき事例について検討を行う。

【地域における事例】

- ・ 石垣市においては新たな子ども・若者総合相談窓口は設置せず、既存の相談機関に寄せられる相談のうち、協議会での検討が必要な事例について、協議会で協議する方針である。個々の機関は各々の専門性、仕組みによって支援を行っているが、各機関での支援の過程で当該機関のみでの対応が困難な事例、又は他の機関での対応が適切である事例の場合には、相談者を他の適切な機関にリファーする。また、単一機関では対応が困難であり、関係機関が密接に連携して複合的な支援が必要な事例の場合は、地域協議会へ引き継ぎ、総合的かつ継続的な支援を行う。（石垣市）
- ・ 新潟市においては若者支援センター「オール」に相談窓口を置いている。ここに

寄せられた相談に対して、センター内で協議し、その結果複数機関へのリファーが必要と判断した場合には協議会の個別支援検討会議に諮ることとなる。また、協議会メンバーにおける事例で、複数機関での対応が必要な場合には協議会上げることができる。(新潟市)

図表 35 石垣市における支援の流れ



図表 36 新潟市における支援の流れ

